

東急不動産株式会社「(仮称)北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年9月6日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書について、東急不動産株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道石狩市厚田区
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大91,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年10月17日
環境大臣意見受理	令和4年12月23日
経済産業大臣意見	令和5年1月5日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年3月21日
住民意見の概要等受理	令和6年5月27日
北海道知事意見受理	令和6年8月8日
経済産業大臣勧告発出	令和6年9月6日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、木全
電話03-3501-1742（直通）

東急不動産株式会社「(仮称)北海道厚田風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅等が存在していることから、騒音による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性可聴度の発生状況の把握を適切に行うこと。
4. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺には住宅等が存在していることから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 動植物の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を踏まえて設定すること。
7. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な方法で行うこと。
8. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切な調査期間を設定するとともに、対象事業実施区域周辺における他事業者による計画中の風力発電事業による鳥類への累積的

影響など、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

9. 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。

10. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)